

日本薬剤師会学術大会 一般演題（会員発表）投稿規程

制定：平成21年2月20日理事会

一部改定：平成25年1月16日理事会

一部改定：平成29年1月18日理事会

一部改定：令和元年12月10日理事会

（目的）

第1条 本規程は、日本薬剤師会学術大会における一般演題（会員発表）の投稿等に関する規程を定め、もって発表機会の公平性を確保するとともに、発表内容の充実・向上に資することを目的とする。

（投稿者及び投稿演題数）

- 第2条 一般演題の応募者と発表者は同一人とする。（以下、「投稿者」と言う）
2. 投稿者は、日本薬剤師会の「正会員」に限る。但し、入会手続き中の者および薬学生はこの限りではない。
 3. 演題要旨等に記載する共同研究者は、非会員が含まれていても差し支えない。但し、共同研究者は10名以内とする。
 4. 投稿者が投稿・発表できる演題数は、一人一演題とする。

（投稿方法等）

- 第3条 主催者（日本薬剤師会並びに当該年度の開催都道府県薬剤師会。以下、同じ。）は、日本薬剤師会雑誌および大会ホームページ等を通じ、本規程並びに当該大会の一般演題募集要領につき広報を行う。
2. 投稿者は、本規程に同意する場合、一般演題募集要領に基づき一般演題の投稿を行うことができる。
 3. 投稿者は、定められた期日以内に、所定の様式・方法により主催者まで投稿する。なお、いかなる理由があろうとも、期日を過ぎてからの投稿はできない。

（禁止事項、研究倫理への配慮および利益相反状態の開示等）

- 第4条 他者を誹謗・中傷する内容、あるいは著しく企業PRや営利性の色彩が強いと認められる内容等、学術大会の発表として馴染まない発表は、禁止する。
2. 同じ内容の演題を複数人が投稿することはできない。これは、口頭発表とポスター発表の区分を問わない。但し、異なる年度の大会において経年変化の続報等を投稿する場合は、この限りではない。
（禁止例：同じ年度の大会において、「〇〇における報告について」の演題を、「〇〇における報告について－その1－」「〇〇における報告について－その2－」等に分け、各1演題として2名で投稿する等）。

3. 投稿者は、大会当日、演題要旨と異なる内容の発表を行ってはならない。
4. 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に則り、研究倫理に十分配慮する。
5. 投稿者は、投稿時および発表時に、発表内容に関連する利益相反状態を申告する。

(発表の中止・撤去等)

第5条 主催者は、大会会期中、口頭発表およびポスター発表の会場を適宜巡回するとともに、発表内容を確認し、演題要旨と異なる発表、演題要旨では確認できなかった不適切と判断する内容の発表等について、改善指導または発表の中止・撤去等を求めることができる。

2. 主催者は、第4条に抵触する行為・発表を行った者、あるいは前項による主催者側の改善指導または中止・撤去等の指示に従わない者に対し、大会終了後、文書をもって警告を発することができる。
3. 主催者は、上記2項の該当者に対し、必要に応じ、本学術大会における発表を、一定期間、認めないことができる。

(採択審査・通知等)

第6条 主催者は、本規程の趣旨に基づき、演題要旨の査読および採択審査を行うとともに、採否の結果を投稿者に通知する。その際、主催者は、必要に応じ、投稿者に対し演題要旨の修正・再提出等を求めることができる。

2. 採択審査に当たっては、第4条の各項による他、以下の事項を考慮する。
 - (1) 調査・研究の目的が明らかであるか。
 - (2) 薬剤師職能と関連があるか。
 - (3) 薬学・医学的見地から、妥当か。
 - (4) プライバシーの保護に配慮されているか。
 - (5) その他、学術大会の演題として適切であるか。
3. 採用演題の発表日時・発表会場等は主催者が指定する。投稿者による発表日時等の指定はできない。
4. 応募状況および採択審査の結果、発表演題数が予定数（発表可能演題数）を超える場合、主催者は、投稿者に対し、発表時間の短縮や発表形式の変更（口頭発表からポスター発表への変更、あるいはその逆）等を求めることができる。

附則

1. 本規程に定めのない事項については、主催者において協議の上、決定する。
2. 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。